

令和8年度 日新交通グループ重点施策実施計画

重点施策	実施計画
<p>1. 輸送の安全が最優先項目であるとの認識を全従業員に徹底させ、関係法令、及び安全管理規定に定められた事項の遵守を徹底致します。</p>	<p>経営トップは事業用自動車総合安全プラン2030も踏まえ、計画的且つ恒常的に安全が最優先されるものであるという意識を全従業員に対し徹底を図る。 令和6年4月から適用されたタクシー・ハイヤー運転者の労働時間等の改善基準告示を理解するとともに遵守する。 安全統括管理者は、定期的且つ継続的に安全会議を開催する。 当社乗務員参加の運転士会(労働組合)役員に対し安全最優先の意識の徹底を図る。 他乗務員に対しては運転士会(労働組合)役員から各乗務員に対し、安全優先の意識徹底を図る。 タクシー向けコンピュータシステム、及び車載ドライブレコーダー、デジタルタコグラフの有効活用にて、以下各項目について定める目標の達成を目指し、当社基本方針である「法令遵守」、及び「輸送の安全」の確保の推進を図る。</p> <p><b>【安全指標としての目標値】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大拘束時間:(日勤)1乗務13時間超過=0%</li> <li>・最大拘束時間:(隔勤)1乗務20時間30分超過=0% ※2暦日拘束時間(隔勤):2回の勤務を平均し1回当たり21時間超過=0%</li> <li>・最大月間累計拘束時間:(日勤)月間288時間超過=0%</li> <li>・最大月間累計拘束時間:(隔勤)月間262時間超過(年間6回は月間270時間超過)=0%</li> <li>・予期し得ない事象への対応時間の取扱い:改善基準告示第2条第3項の1、2の両方の要件を満たした対応時間を該当乗務の拘束時間から除くことができるが、1ヶ月の拘束時間から除くことはできない</li> <li>・休憩時間:(日勤)9時間以上=100% ※改善基準告示違反:9時間未満</li> <li>・休憩時間:(隔勤)22時間以上=100% ※改善基準告示違反:22時間未満</li> <li>・休日を伴う休憩時間:(日勤)34時間以上=100% ※改善基準告示違反:33時間未満 ※24時間×(休日・有給・欠勤・休業)日数+10時間</li> <li>・休日を伴う休憩時間:(隔勤)47時間以上=100% ※改善基準告示違反:46時間未満 ※24時間×(休日・有給・欠勤・休業)日数+23時間</li> <li>・休日労働(公休出勤)の回数:2週について1回が限度=100%</li> <li>・最高乗務距離:(日勤)1乗務270km超過=0%</li> <li>・最高乗務距離:(隔勤)1乗務360km超過=0%</li> <li>・最高速度違反発生件数:0件(日勤、隔勤)</li> <li>・空車速度超過・一般(60km/h):(日勤・隔勤)=0回以内</li> <li>・空車速度超過・高速(100km/h):(日勤・隔勤)=0回以内</li> <li>・実車速度超過・一般(60km/h):(日勤・隔勤)=0回以内</li> <li>・実車速度超過・高速(100km/h):(日勤・隔勤)=0回以内</li> <li>※速度超過は注意喚起の為、都市高速道路、高速道路走行分(法定速度内)も含み指導を実施する。</li> <li>・急発進・急加速回数:(日勤・隔勤)=0回</li> <li>・急減速回数:(日勤・隔勤)=0回</li> <li>・急ブレーキ(減速)回数:(日勤・隔勤)=0回</li> <li>・急旋回回数:(日勤・隔勤)=0回</li> </ul> <p>グループ他社より、定期的に事故発生事例の情報交換を行い、そのドライブレコーダー画像の視聴等により当社乗務員の意識向上による事故防止に活用する。</p> <p>在籍の乗務員に対しNASVA開催の適性診断を運転免許証更新時に受講させ、各乗務員の安全に対するカウンセリングに活用する。 また、国土交通省令により義務付けられた初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者等、特定の運転者適性診断について適時完全実施する。</p>
<p>2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的に行います。 費用対効果面で効率的に実施しますが、効率のみでの実施ではなく「安全」に対する優先順位を重要視するものとします。</p>	<p>別紙「安全・環境構築に関する予算等の投資計画、及び実績」参照</p>
<p>3. 輸送の安全に関する内部監査を定期的に行います。 客観的視点からの監査結果に対する、必要な是正措置、又は予防措置を積極的に講じるものとします。</p>	<p>営業所への内部監査のみならず、経営トップ、事務部門に対しても計画的且つ必要に応じ内部監査を実施し、安全管理体制の浸透を図り、常に改善に努める。</p>
<p>4. 情報の連絡体制・共有体制を確立する事により、社内全従業員に対して随時必要な情報の伝達、共有を致します。 意思の疎通による情報の共有を第一義に考えるものとします。</p>	<p>グループ会社社員役員会、所長会議、課長会議等を計画的に開催し情報の伝達、共有を図る。 各会議内容に関しては、未出席管理職に対し意思の疎通による情報の共有を実施し確実な伝達を図る。 乗務員に対しては各管理職から定期開催の集合教育時、出勤時の個別点呼時、又は別途召集しての伝達・共有の徹底を図る。 グループ内WANシステムの活用により、情報の伝達、共有を図る。 社内掲示による情報発信による各乗務員への情報共有を図る。 また、掲示場所の固定による確認漏れを排除し、常時メンテナンスを実施するとともに、情報の陳腐化への対応も実施する。 年一回グループ全社での安全衛生講習会の開催 交通安全期間における決起大会の開催等</p>
<p>5. 経営トップから乗務員迄の全社員において、安全に対する教育・研修計画を策定します。 計画においては具体的内容・手法迄策定し、教育・研修実施の徹底を図るものとします。 また、計画実施中において、改善項目等発生した場合においては、その都度安全の視点から随時、弾力的に改定・変更していくものとします。</p>	<p>指導要領の年間教育計画を策定し、乗務員に対し計画に基づき輸送の安全に関する教育研修を実施する。 安全統括管理者は、各営業所・グループ全体での会議において、運行管理者に対し、輸送の安全に関する教育・指導を実施する。 経営トップは、グループの幹部会議である、月例の営業会議・定例会議に於いては管理部門に対し、輸送の安全に関する教育研修を実施する。</p>